
新時代の商標・意匠・不正競争防止法Q&A（第6回）



弁護士 山下 英久
(大阪弁護士会 知的財産委員会 委員)

Q 清掃代行業等を営むY社は、自己の運営するインターネット上のサイトにおいて、サービス内容、サービス価格及びY社の名称・連絡先等とともに、清掃代行サービスに関するキャッチフレーズ「お掃除+介護でナットク!!」を記載することにより、自己の役務（顧客訪問時に、清掃サービスだけでなく介護サービスを価格を抑えて（消費者の納得価格で）提供をするというYの新規事業）の広告を行った。これに対し、同業他社であるXは、以前より、建築物の清掃等を指定役務として商標「お掃除+介護でナットク」との商標権（以下「本件商標権」という。）の登録を受けていた。この場合、Yの上記行為は、本件商標権の侵害となるか。

A 【解説】
※註 以下で「商標法〇条」を言う場合には、単に「〇条」と記載し、その他の法令の場合には、例えば「民法〇条」と記載します。

1 問題の所在

設問について、Yが、既に商標登録されているXの「お掃除+介護でナットク」という商標とほとんど同じ標章を使ってインターネット上で広告を行っているのだから、当然にXの商標権を侵害している、と思われたのではないのでしょうか。ところが、類似の裁判例では、裁判所は侵害を否定し、請求を全部棄却しています。

商標法の解釈においては、商標の本質や制度目的から、法律上保護される「商標的使用」とそうでない使用とを区別しており、設問では、このような商標法上保護される「商標的使用」とは何であるかということが問題となります。これは、いわば商標というものの本質とは何かという問題と表裏だといっても良いでしょう。そして、設問にある「お掃除+介護でナットク」は、見方を変えと、ある商品や役務（サービス）についてのキャッチフレーズとして機能するという点にも注意する必要があります。

このように、一見、商標権侵害だと思われる事案でも、使用態様如何では侵害とはならない事案があるという落とし穴について、以下深く掘り下げて見ていき、裁判例の問題点や実務的対応をどう考えていくか、検討します。